

証券コード 3688  
(発送日) 2024年3月8日  
(電子提供措置の開始日) 2024年3月1日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目6番1号  
株式会社 CARTA HOLDINGS  
代表取締役 社長執行役員 宇佐美 進 典

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト  
に「第25回定時株主総会」の株主総会資料として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://cartaholdings.co.jp/ir/financial/stock/>)



電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、  
以下のウェブサイトアクセスしていただき、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索  
し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



また、株主総会の模様は、株主の皆様へインターネットによるライブ配信を実施させていただきます  
(詳細は5頁に記載)。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面(郵送)又はインターネット等により議決権を行使  
することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の  
うえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)で議決権を行使される場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月22日(金曜日)午後6  
時30分までに到着するようご返送ください。

**【インターネット等で議決権を行使される場合】**

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（4頁）をご参照のうえ、2024年3月22日（金曜日）午後6時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月23日（土曜日）午前10時（開場時刻 午前9時20分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号  
虎ノ門ヒルズ ステーションタワー36階 当社会議室  
（本店移転に伴い、昨年と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第25期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第25期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

**第1号議案** 取締役7名選任の件

**第2号議案** 取締役に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてお送りしております。

書面交付請求された株主様へお送りしている書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては記載しておりません。したがって、当該書面に記載の内容は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象書類の一部です。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記各ウェブサイトに掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月23日（土曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時20分）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年3月22日（金曜日）  
午後6時30分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月22日（金曜日）  
午後6時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 冊

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日


1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

- ・議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

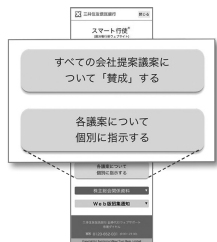
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

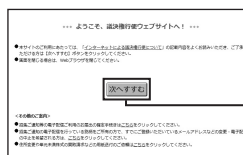
三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

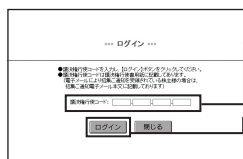
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

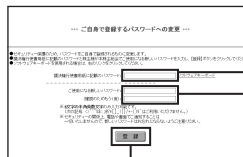
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会オンライン参加・事前質問の方法について

本株主総会は、Zoom Video Webinarを利用したライブ配信を実施し、株主の皆様にはオンラインで参加していただけます。ただし、本株主総会当日に議決権行使を行うことはできませんので、オンライン参加をご希望の株主様におかれましては、書面又はインターネット等により、事前に議決権行使をお願いいたします。

また、オンラインで参加される株主様は、会社法上の出席株主に認められる質問（同法第314条）を行うことや動議を提出すること（同法第304条等）はできませんので、あらかじめご了承ください。

上記をご了承いただき、オンライン参加をご希望の株主様は、以下ご確認のうえご利用ください。

### 1. オンラインでの参加方法

下記ログインページよりパスコードをご入力ください。

ログインページ：<https://cartahd.zoom.us/j/97741882544>

<パスコード> Carta0323



### 2. 事前質問受付について

下記お問い合わせページより質問を受け付けております。下記の注意事項をご確認のうえ、フォームよりご送信ください。

<お問い合わせページ> <https://cartaholdings.co.jp/contact-ir/>

<事前質問の受付期間> 2024年3月8日（金曜日）～2024年3月22日（金曜日）18時00分

※お問い合わせのタイトルは「株主総会事前質問」としてご質問をお願いします。

※株主総会に関連しないご質問や受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

### 3. 注意事項

- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねます。
- ・オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。
- ・上記1記載のログインページのURL及びパスコードを第三者に共有すること、ライブ配信された本株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
1	う さ み し ん す け 宇佐美 進 典 (1972年10月12日)  【再任】	1996年4月 トーマツコンサルティング(株) (現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社) 入社 1999年10月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 設立 取締役 2002年9月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 代表取締役社長兼CEO 2005年12月 (株)サイバーエージェント 取締役 2019年1月 当社 代表取締役会長 2021年9月 (株)アイスタイル 取締役 (現任) 2022年3月 当社 代表取締役会長兼CEO 2023年1月 一般社団法人日本インターネットポイント協議会 代表理事 (現任) 2024年1月 当社 代表取締役 社長執行役員 (現任) (重要な兼職) 一般社団法人日本インターネットポイント協議会 代表理事	1,989,154株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 1999年に当社を設立し2002年から当社の代表取締役として当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
2	にい ざわ あき お 新 澤 明 男 (1973年4月4日) 【再任】	1997年4月 ソフトバンク(株) 入社 1998年5月 (株)サイバー・コミュニケーションズ 入社 2005年1月 同社 執行役 2010年1月 同社 代表取締役副社長最高執行責任者 2013年6月 同社 代表取締役社長最高経営責任者 2013年6月 一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 理事 (現任) 2014年7月 (株)サイバー・コミュニケーションズ 代表取締役社長最高経営責任者兼最高執行責任者 2015年6月 同社 代表取締役社長 2018年1月 (株)電通デジタル 取締役 (現任) 2018年6月 公益社団法人ACジャパン 理事 (現任) 2019年1月 当社 代表取締役社長 2022年3月 当社 代表取締役社長兼COO 2024年1月 当社 取締役 副社長執行役員 (現任) (重要な兼職) (株)電通デジタル 取締役	17,557株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 1998年に(株)サイバー・コミュニケーションズに入社後、2010年から代表取締役として同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
3	なが おか ひで のり 永岡英則 (1972年8月11日) 【再任】	1996年4月 (株)コーポレイトディレクション 入社 2000年5月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 入社 2000年9月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 取締役CFO 2024年1月 当社 取締役 執行役員CFO (現任)	372,084株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 2000年に入社、同年から取締役として当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。2014年の当社の株式上場においてはCFOとして強いリーダーシップを発揮しております。当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	さい とう た ろう 齋藤太郎 (1972年11月24日) 【再任・社外】	1995年4月 (株)電通 入社 2005年5月 (株)dof設立 取締役 2009年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 2014年12月 (株)VOYAGE GROUP (現 当社) 社外取締役 (現任) 2017年1月 (株)CC設立 取締役 (現任) 2019年6月 フォースタートアップス(株) 社外取締役 (現任) 2020年6月 (株)ZOZO 社外取締役 (現任) 2022年8月 Sansan(株) 社外取締役 (現任)	一株
	(重要な兼職) (株)dof 代表取締役社長		
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 広告業界での豊富な知見に加え、事業会社での幅広い経営経験を有しており、当社の経営全般に対する助言が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって9年3ヶ月となります。			



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
5	いし わたり まき こ 石 渡 万希子 (1972年5月21日)  【再任・社外】	1995年4月 UBS証券(株) 入社 1998年9月 エル・ピー・エル日本証券(株) (現 PWM 日本証券(株)) 入社 2004年4月 ハートフォード生命保険(株) 入社 2007年4月 フィデリティ投信(株) 入社 2009年9月 (株)B4F 営業統括責任者、Co-Founder 2015年4月 Farfetch Japan(株) 代表取締役 2017年10月 Ignite Coaching and Consulting Pte. Ltd. Founder, Managing Director 2021年3月 当社 社外取締役 (現任) 2022年1月 Natural Leadership Coaching (Ignite Coaching and Consulting Pte. Ltd.より 事業承継) Owner/Principal (現任) 2023年3月 (株)Sun Asterisk 社外取締役 (現任)	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>金融機関や外資系日本法人の経営等を通じて培った幅広い経験に加え、マーケティング、人材育成・コーチングに精通しており、幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待できることから、社外取締役候補者いたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。</p>			

※石渡万希子氏の戸籍上の氏名は村瀬万希子であります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
6	わた なべ たかし 渡 辺 尚 (1964年12月11日) 【再任・社外】	<p>1989年4月 (株)テンポラリーセンター (現 (株)パソナ) 入社</p> <p>1989年10月 (株)メディカルパワー (現 (株)パソナ) 出向</p> <p>1993年12月 (株)人材交流システム機構 (現 (株)パソナキャリア) 出向</p> <p>1997年4月 (株)パソナキャリアアセット (現 (株)パソナキャリア) 代表取締役社長</p> <p>2010年3月 (株)パソナ 取締役副社長、 パソナキャリアカンパニー プレジデント</p> <p>2010年8月 (株)パソナグループ 取締役</p> <p>2018年8月 同社 副社長執行役員</p> <p>2021年12月 (株)フリーダムワン 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2022年3月 (株)CLホールディングス 社外取締役 (現任)</p> <p>2022年3月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職)</p> <p>(株)フリーダムワン 代表取締役社長</p> <p>(株)CLホールディングス 社外取締役</p>	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>人材関連事業を中心とした企業経営やM&amp;A、投資等に精通しており、当社の組織人材戦略をはじめ、採用、教育、研修等を含めた幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待できることから、社外取締役候補者いたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
7	きたはらただし 北原 整 (1968年7月15日) 【再任】	1991年4月 (株)電通 入社 東京本社 雑誌局 1997年5月 同社 営業局 営業部 2010年12月 同社 営業局 営業部長 2017年1月 同社 営業局 局長補 2019年1月 同社 ビジネスプロデュース局長 2022年1月 同社 執行役員 (現任) 2022年1月 楽天データマーケティング(株) 取締役 (現任) 2022年1月 (株)電通デジタル 代表取締役 2023年1月 同社 取締役 (現任) 2023年3月 当社 取締役 (現任) 2023年6月 一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 理事 (現任) 2024年1月 (株)電通プロモーションプラス 取締役 (現任) (重要な兼職) (株)電通 執行役員 楽天データマーケティング(株) 取締役 (株)電通デジタル 取締役 (株)電通プロモーションプラス 取締役	一株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 1991年に(株)電通に入社後、2022年より同社の執行役員に就任、2023年よりストラテジー担当執行役員を務める等、豊富な業務経験、経営経験を有しております。営業・企画に関する幅広い経験、知識に基づいた有用な提言等をいただくとともに、電通グループとの協業推進にも貢献いただきたく、引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 当社グループは、新澤明男氏及び北原整氏が取締役を務める(株)電通デジタル並びに北原整氏が取締役を務める(株)電通プロモーションプラスとの間に、広告関連業務等の各種業務の委託等の取引があります。また、当社は、石渡万希子氏との間で、D&I推進支援に係るコンサルティング契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 齋藤太郎氏、石渡万希子氏、及び渡辺尚氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、齋藤太郎氏、石渡万希子氏、渡辺尚氏及び北原整氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、齋藤太郎氏、石渡万希子氏、及び渡辺尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社と石渡万希子氏との間で締結された上記(注)1.記載の契約の内容は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏の独立性は担保されていると判断しております。
6. 北原整氏は、過去10年以内において、当社親会社である(株)電通グループの子会社である(株)電通の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職状況」欄に記載のとおりであります。

## 取締役候補者のスキル・マトリックス

候補者の氏名	取締役候補者が有する主な専門性・経験等						
	企業経営	ファイナンス	M&A・投資	組織・人材	ガバナンス・リスクマネジメント	広告・マーケティング	デジタル・テクノロジー
宇佐美 進 典	●		●	●		●	●
新 澤 明 男	●		●	●		●	●
永 岡 英 則	●	●	●		●		
齋 藤 太 郎	●			●		●	
石 渡 万希子	●			●		●	
渡 辺 尚	●		●	●			
北 原 整	●			●	●	●	●

## 第2号議案 取締役に対するストック・オプションとしての報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年3月27日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、また、2017年12月9日開催の第19回定時株主総会において、当該報酬枠の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る取締役の報酬額について、年額30百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数については年4万株以内とご承認いただいております。

このたび当社では、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、会社法第361条の規定に基づき、これらの報酬枠とは別枠として、当社の取締役（非業務執行取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内とするとともに、ストック・オプションの内容を下記のとおりとすることについて、併せてご承認をお願いするものであります。

上記のストック・オプションの目的に加え、新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して定めており、また、ストック・オプションの権利行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は低く希薄化率は軽微であること、さらに報酬決定プロセスにおける独立性・透明性・客観性を担保するため、当社の独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される任意の諮問機関である指名報酬諮問委員会の審議を経た結果も踏まえ、取締役の報酬等の内容は相当であると考えております。

また、当社は、2023年3月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案に基づくストック・オプションの付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

なお、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案における報酬制度の対象となる取締役（非業務執行取締役を除く。）の員数は3名となります。

新株予約権の内容は下記のとおりです。

### 1. 新株予約権の数

発行する新株予約権の数の上限は年500個とする。

## 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

## 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.01を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

## 5. 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

## 6. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後5年を経過する日までの期間とする。ただし、行使期間の初日又は最終日が当社の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。

## 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結

果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

## 8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合はこの限りでない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 9. 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が上記8による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

## 10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 11. 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、取締役会の決議において定める。

以 上



# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場について、株式会社電通の調べによれば、2022年のインターネット広告費は、前年に続く社会のデジタル化を背景に、3兆912億円(前年比14.3%増)と二桁成長となり、市場規模が2兆円を超えた2019年からわずか3年で約1兆円増加し、3兆円規模の市場となりました。

また、インターネット広告費のうち、インターネット広告媒体費は、ウクライナ情勢や円安、原材料高騰などの影響を受けたものの、2兆4,801億円(同15.0%増)となり、前年に続き大きく増加しました。これは、特にインストリーム広告を中心とした動画広告の需要増が寄与したことと、企業の販売促進活動におけるデジタル活用が進み、リスティング広告やデジタル販促も好調だったことによるものであります。

こうした環境のもと当社グループは2023年2月に「新中期経営方針」を発表し、事業ポートフォリオの見直しと最適化を行い、新たな戦略・事業方針のもと事業を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、主力のブランド広告領域において不安定な社会情勢を背景とした広告出稿の減少が影響し売上高は24,111百万円(前期比7.1%減)、積極的な人材採用により人件費や採用費が増加したことなどにより営業利益は1,301百万円(同46.2%減)、経常利益は1,798百万円(同40.8%減)、オフィス統合及び移転に伴う費用並びにのれん等の減損損失による特別損失を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純損失は2,360百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益3,035百万円)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

また、当連結会計年度より、従来の「マーケティングソリューション事業」セグメント及び「アドプラットフォーム事業」セグメントを統合し「デジタルマーケティング事業」セグメントに名称を変更し、従来の「コンシューマー事業」セグメントを「インターネット関連サービス事業」セグメントに名称を変更しているほか、組織再編に伴い従来「コンシューマー事業」セグメントに含まれていた一部の事業を「デジタルマーケティング事業」セグメントに区分を変更しております。そのため、以下の前期比較については、前期の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

#### デジタルマーケティング事業

広告会社、クライアント等のデジタルマーケティングの支援及びメディアのDX支援等を行っております。

運用型テレビCM「テレシー」の成長等があったものの、主力のブランド広告領域において不安定な社会情勢を背景とした広告出稿の減少が影響し売上高は16,961百万円（前期比10.2%減）、積極的な人員採用により人件費や採用費が増加したことなどによりセグメント利益は893百万円（同69.6%減）となりました。

#### インターネット関連サービス事業

メディア・ソリューションの提供のほか、EC・人材領域等でのサービスの運営を行っております。

売上高は7,184百万円（前期比1.2%増）、セグメント利益は407百万円（前期はセグメント損失524百万円）となりました。

<事業別売上高>

事業区分	第24期 (2022年12月期)		第25期 (2023年12月期) (当連結会計年度)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
デジタルマーケティング事業	百万円 18,878	% 72.8	百万円 16,961	% 70.3	百万円 △1,916	% △10.2
インターネット関連サービス事業	7,098	27.4	7,184	29.8	85	1.2
セグメント間の内部売上高 及び振替高	△36	△0.1	△34	△0.1	1	△5.3
合計	25,940	100.0	24,111	100.0	△1,829	△7.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は396百万円で、主要なものは業務用ノートパソコンの購入及び自社利用のソフトウェア開発への投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (2022年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高 (百万円)	22,487	25,821	25,940	24,111
経常利益 (百万円)	3,335	5,614	3,036	1,798
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	1,781	3,104	3,035	△2,360
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	70.57	122.68	119.20	△93.81
総資産 (百万円)	49,259	55,376	50,440	49,863
純資産 (百万円)	24,553	27,757	27,471	23,833
1株当たり純資産額 (円)	967.47	1,070.34	1,080.42	935.06

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (2022年12月期)	第 25 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売上高及び営業収益 (百万円)	3,094	3,167	9,116	6,238
経常利益 (百万円)	2,641	2,075	4,167	2,098
当期純利益 (百万円)	2,630	2,134	6,992	168
1株当たり当期純利益 (円)	104.23	84.37	274.55	6.67
総資産 (百万円)	19,931	25,859	26,497	27,369
純資産 (百万円)	13,711	14,935	20,590	19,391
1株当たり純資産額 (円)	543.90	577.71	815.23	767.80

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
(株)電通グループ	74,609百万円	53.44%	役員の兼任

(注) 当社は、(株)電通グループとの間で資本業務提携契約を締結しております。

#### 業務提携の内容

当社と(株)電通グループは、以下の事項に関する提携・協力の可能性について協議し、その具体化に向けて合理的な努力を行ってまいります。

- ① デジタル広告領域全体（ブランド広告及びパフォーマンス広告）におけるプラットフォームの強化及び連携の推進による収益性の向上
- ② オフラインメディアのデジタル化・事業構築の支援・推進
- ③ 広告主からメディアまでの垂直統合による事業拡大、並びに新たな成長及び競争優位性の構築
- ④ 広告関連領域における独自ソリューションの強化及び業務効率化の推進
- ⑤ 事業領域を限定しない積極的な新規事業の検討及び拡大
- ⑥ 電通グループ内のシナジー及び資源の最適化の追求
- ⑦ ①乃至⑥に定めるほか、その可能性について協議すべき業務として、両社間で別途合意するもの

#### ② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、業務内容を勘案し、当事者間契約により合理的に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

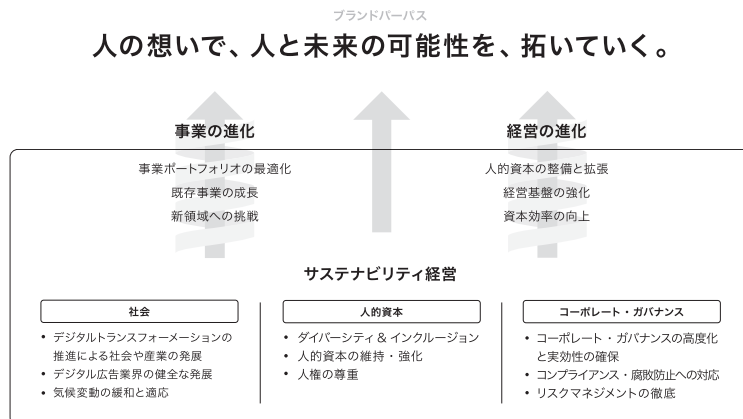
会 社 名	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容
(株)CARTA COMMUNICATIONS	98百万円	メディアコミュニケーションを中心に広告枠の販売及びソリューションの提供
(株)CARTA MARKETING FIRM	20百万円	マーケティング支援事業 / アドプラットフォーム事業
(株)fluct	25百万円	SSP [fluct] の運営
(株)DIGITALIO	99百万円	「ECナビ」や「PeX」を中心としたポイントを活用した自社メディアの運営

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社を含む計22社であり、持分法適用関連会社は7社であります。

2. (株)Zucksは、2023年10月1日付で(株)CARTA MARKETING FIRMに社名変更しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社では、2023年2月13日に公表した中期経営方針の通り、サステナビリティ経営という土台の上に、事業の進化と経営の進化といった両輪での取り組みを行っていきることにより、パーパスである「人の想いで、人と未来の可能性を、拓いていく。」の実現を目指しております。



多様な社会課題の中から、当社のサステナビリティ経営において重点的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）として、「社会」、「人的資本」、「コーポレート・ガバナンス」の3つを特定しております。当社では、これらのマテリアリティに対して企業活動を通じて積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献することで、ステークホルダーからの信頼を高めるとともに、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	事業内容
デジタルマーケティング事業	広告会社、クライアント等のデジタルマーケティングの支援及びメディアのDX支援等
インターネット関連サービス事業	メディア・ソリューションの提供のほか、EC・人材領域等でのサービスの運営

当連結会計年度において従来の「マーケティングソリューション事業」セグメント及び「アドプラットフォーム事業」セグメントを統合し「デジタルマーケティング事業」セグメントに名称を変更し、従来の「コンシューマー事業」セグメントを「インターネット関連サービス事業」セグメントに名称を変更しているほか、組織再編に伴い従来「コンシューマー事業」セグメントに含まれていた一部の事業を「デジタルマーケティング事業」セグメントに区分を変更しております。

## (6) 主要な事業所等 (2023年12月31日現在)

### ① 当社

本社	東京都渋谷区
虎ノ門オフィス	東京都港区

(注) 当社は、2024年1月1日付で本店所在地を「東京都渋谷区」から「東京都港区」へ変更しております。

### ② 子会社

㈱CARTA COMMUNICATIONS	東京都中央区、東京都港区
㈱CARTA MARKETING FIRM	東京都渋谷区、東京都港区
㈱fluct	東京都渋谷区、東京都港区
㈱DIGITALIO	東京都渋谷区、東京都港区

(注) 1. ㈱CARTA COMMUNICATIONSは、2024年1月1日付で本店所在地を「東京都中央区」から「東京都港区」へ変更しております。  
2. ㈱CARTA MARKETING FIRM、㈱fluct及び㈱DIGITALIOは、2024年1月1日付で本店所在地を「東京都渋谷区」から「東京都港区」へ変更しております。  
3. ㈱Zucksは、2023年10月1日付で㈱CARTA MARKETING FIRMに社名変更しております。



## (7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
デジタルマーケティング事業	1,031名	54名
インターネット関連サービス事業	177名	△1名
全社(共通)	202名	△3名
合計	1,410名	50名

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含めております。
2. 使用人数には、アルバイト及び派遣社員等の人数は含んでおりません。
3. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない部門に所属しているものであります。
4. 当連結会計年度において従来の「マーケティングソリューション事業」セグメント及び「アドプラットフォーム事業」セグメントを統合し「デジタルマーケティング事業」セグメントに名称を変更し、従来の「コンシューマー事業」セグメントを「インターネット関連サービス事業」セグメントに名称を変更しているほか、組織再編に伴い従来「コンシューマー事業」セグメントに含まれていた一部の事業を「デジタルマーケティング事業」セグメントに区分を変更しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
202名	△3名	39.1歳	9.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。
2. 使用人数には、アルバイト及び派遣社員等の人数は含んでおりません。
3. 平均勤続年数は、当社への出向者等については、出向元会社での勤続年数を通算しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 25,168,971株 |
| ③ 株主数      | 18,517名     |
| ④ 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
(株)電通グループ	13,441,506	53.41
宇佐美 進 典	1,989,154	7.90
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	806,800	3.21
CARTA HOLDINGS社員持株会	553,692	2.20
石 橋 拓 朗	545,000	2.17
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15. 315 PCT	500,000	1.99
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKA I A I F CLIENTS NONLENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	500,000	1.99
永 井 詳 二	432,400	1.72
永 岡 英 則	372,084	1.48
伊 集 院 敏	225,000	0.89

(注) 自己株式は保有しておりません。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	-株	-名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告29頁「2. (3)④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

② その他新株予約権等の状況

(2023年12月31日現在)

	第9回新株予約権
発行決議日	2019年2月14日
新株予約権の総数	1,700個
新株予約権の目的となる株式の数	170,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額(新株予約権1個当たり)	1,487円
新株予約権の払込期日	2019年3月29日
権利行使時1株当たりの行使金額	1,074円
新株予約権の行使期間	2021年4月1日から 2024年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	資本金 733円 資本準備金 733円
新株予約権の行使の条件	(別記)
割当先	当社の取締役及び従業員

(別記) 新株予約権の行使の条件

1. 対象者が、権利行使時においても当社及び当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
2. 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	宇佐美 進 典	一般社団法人日本インターネットポイント協議会 代表理事
代表取締役社長	新 澤 明 男	(株)電通デジタル 取締役
取締役 C F O	永 岡 英 則	
取 締 役	齋 藤 太 郎	(株)dof 代表取締役社長
取 締 役	石 渡 万 希 子	
取 締 役	渡 辺 尚	(株)フリーダムワン 代表取締役社長 (株)CLホールディングス 社外取締役
取 締 役	北 原 整	(株)電通 執行役員 楽天データマーケティング(株) 取締役 (株)電通デジタル 取締役
常 勤 監 査 役	野 口 誉 成	
監 査 役	茂田井 純 一	(株)アカウンティング・アシスト 代表取締役
監 査 役	波多野 日出夫	(株)電通グループ dentsu Japan 執行役員 内部監査担当

- (注) 1. 取締役齋藤太郎氏、石渡万希子氏、渡辺尚氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野口誉成氏、茂田井純一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役茂田井純一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役齋藤太郎氏、石渡万希子氏、渡辺尚氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役野口誉成氏、茂田井純一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 監査役曾我有信氏は、2023年3月25日をもって監査役を辞任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役、社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、監査役、並びに子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社が保険料を全額負担する条件で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用を当該保険契約にて補填いたします。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

### 1. 基本方針

当社は、取締役の報酬を、コーポレートガバナンスにおける重要事項として位置付け、以下の方針に則り、報酬制度および報酬内容を決定する。

- (1) 経営理念の実現を促すものであること
- (2) 優秀な人材を確保・維持できる金額水準と設計であること
- (3) 当社の中長期経営戦略を反映する設計であると同時に、中長期的な成長を強く動機づけるものであること
- (4) 短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みが組み込まれていること
- (5) 株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性および合理性を備えた設計であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

## 2. 報酬構成

取締役の報酬等は、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等（現金報酬および株式報酬としての募集新株予約権）により構成し、社外取締役を含む非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

## 3. 取締役の報酬等の決定体制

当社は取締役の指名および報酬等に係る手続きの公正性、透明性および客観性の強化等を目的に、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名報酬諮問委員会を設置している。取締役の報酬制度および個人別の報酬額については当該指名報酬諮問委員会での審議を踏まえて、取締役会にて決定するものとする。

## 4. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

## 5. 業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む。）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、業務執行の成果に対する意識を高めるため、取締役会で決定する業績指標を反映した現金報酬および株式報酬としての募集新株予約権とする。

現金報酬は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標の値は中期経営計画等と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

株式報酬としての募集新株予約権は、経営上の必要に応じて、当社の取締役会（法令により求められる場合は当社の株主総会）にて、当該募集新株予約権の発行、およびその内容（新株予約権の数、新株予約権と引換えに払い込む金銭、その他新株予約権の発行に必要な事項等）を決定するものとする。

## 6. 金銭報酬の額または業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む。）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会にて決定するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	119 (15)	107 (15)	12 (-)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	18 (18)	18 (18)	- (-)	2 (2)
合 計 (うち社外役員)	137 (34)	125 (34)	12 (-)	9 (6)

- (注) 1. 上表には、当事業年度中に役員に対する譲渡制限付株式報酬費用として計上した額12百万円を含んでおります。なお、非金銭報酬の内容は譲渡制限付株式であります。
2. 取締役のうち、山口修治氏及び北原整氏に対しては、役員報酬等を支払っておりません。
3. 監査役のうち、曾我有信氏及び波多野日出夫氏に対しては、役員報酬等を支払っておりません。
4. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
5. 取締役の報酬は、2014年3月27日開催の臨時株主総会の決議により、報酬総額を年額200百万円以内と定めております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。また、監査役の報酬は、2009年8月31日開催の臨時株主総会の決議により、報酬総額を年額200百万円以内と定めております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
6. 当社は、2017年12月9日開催の第19回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、業績連動報酬の一部及び当社の企業価値向上のための中長期的なインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給するものとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）としております。本制度に係る報酬枠を（注）5. で記載の取締役の報酬枠（年額200百万円以内）の枠内として設定することにつき、株主の皆様にご承認いただいております。当該株主総会終結時点において、対象取締役の員数は5名であります。
7. 業績連動報酬等に係る指標は営業利益であり、当事業年度における目標値は25億円で達成率は52%でした。当該指標を選択した理由は、業務執行の成果を測る指標として適切と考えられるためです。業績連動報酬は、当該指標の目標値及び目標の達成度合いによる変動率を取締役会の決議により予め決定し、当該指標の実績値をもって業績連動報酬の総額を決定しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役齋藤太郎氏は、(株)dofの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役渡辺尚氏は、(株)フリーダムワンの代表取締役社長及び(株)CLホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役茂田井純一氏は、(株)アカウンティング・アシストの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 齋藤太郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関として設置している指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する助言や監督機能を主導しております。
取締役 石渡万希子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関として設置している指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する助言や監督機能を担っております。
取締役 渡辺尚	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関として設置している指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する助言や監督機能を担っております。
取締役 高島宏平	2023年3月25日に退任されるまでに、当事業年度に開催された取締役会3回のうち3回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 野口誉成	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、内部監査の豊富な経験と知識に基づき、必要な発言を行っております。
監査役 茂田井純一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な見地から、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。



#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任 あずさ監査法人

##### ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、取締役からの資料の入手、会計監査人への聴取に基づき、過去の監査実績、監査計画、報酬見積の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人が解任された旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。事業成長や資本効率の改善等による持続的な企業価値の向上に努めるとともに、継続的な安定配当及び機動的な自己株式取得を実施していくことを株主還元の基本方針としております。配当額に関しましては、DOE（注）5%を目安に決定し、長期安定かつ継続増配としていくことを目指しております。自己株式取得に関しましては、東京証券取引所の新市場区分における「プライム市場」の上場基準のひとつである流通株式比率35%の維持を目安として、実施していくこととしております。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。当期の剰余金の配当については、1株当たり54円（うち中間配当27円）とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

（注） DOE（自己資本配当率）：年間配当総額÷自己資本

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>37,669</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>25,704</b>
現金及び預金	13,528	買掛金	15,543
売掛金	17,496	資産除去債務	52
有価証券	1,765	賞与引当金	8
商 品	101	特別退職引当金	18
貯 蔵 品	379	ポイント引当金	499
そ の 他	4,494	本社移転費用引当金	131
貸倒引当金	△95	和解金等引当金	175
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,194</b>	未払金	3,460
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,908</b>	預り金	3,872
建 物	1,345	未払法人税等	535
工具、器具及び備品	534	そ の 他	1,406
リース資産	14	<b>固 定 負 債</b>	<b>325</b>
そ の 他	14	繰延税金負債	16
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,168</b>	そ の 他	309
の れ ん	600	<b>負 債 合 計</b>	<b>26,030</b>
そ の 他	1,567	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,117</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>22,985</b>
投資有価証券	5,195	資 本 金	1,517
繰延税金資産	260	資 本 剰 余 金	12,445
敷金及び保証金	2,635	利 益 剰 余 金	9,021
そ の 他	26	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>549</b>
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	478
		為替換算調整勘定	71
		新株予約権	66
		非支配株主持分	231
<b>資 産 合 計</b>	<b>49,863</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>23,833</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>49,863</b>

# 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	24,111
売上費	2,631
販売費及び一般管理費	21,480
営業外収益	20,178
受取利息及び配当金	1,301
出投資の益	147
為替差益	291
その他	50
営業外費用	104
支持投資の損失	75
経常利益	669
特別利益	0
投子新そ	71
別有価証券の売却益	93
株予約権の戻入	7
特別損失	173
固定資産の減損	12
投資有価証券の売却損失	29
特別引当金の繰上	7
その他	2
税金等調整前当期純損失	20
法人税、住民税及び事業税	2
法人税、住民税及び事業税	69
法人税、住民税及び事業税	519
法人税、住民税及び事業税	826
法人税、住民税及び事業税	175
法人税、住民税及び事業税	2,318
法人税、住民税及び事業税	24
税金等調整前当期純損失	3,956
法人税、住民税及び事業税	2,105
法人税、住民税及び事業税	90
法人税、住民税及び事業税	2,196
法人税、住民税及び事業税	164
法人税、住民税及び事業税	2,360

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,820</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,967</b>
現金及び預金	5,817	未払金	2,278
有価証券	1,000	関係会社未払金	145
関係会社未収入金	618	関係会社短期借入金	4,129
関係会社短期貸付金	4,990	未払法人税等	31
その他	1,395	資産除去債務	52
<b>固定資産</b>	<b>13,548</b>	賞与引当金	8
<b>有形固定資産</b>	<b>1,890</b>	特別退職引当金	18
建物	1,341	本社移転費用引当金	131
工具、器具及び備品	533	和解金等引当金	175
リース資産	14	その他	<b>996</b>
土地	0	<b>固定負債</b>	9
<b>無形固定資産</b>	<b>37</b>	その他	9
ソフトウェア	37		
その他	0	<b>負債合計</b>	<b>7,977</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,619</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	2,655	<b>株主資本</b>	<b>18,785</b>
関係会社株式	5,966	資本金	1,517
関係会社長期貸付金	1,428	資本剰余金	10,333
敷金	2,581	資本準備金	10,333
繰延税金資産	331	<b>利益剰余金</b>	<b>6,934</b>
その他	26	その他利益剰余金	6,934
貸倒引当金	△1,370	繰越利益剰余金	6,934
		評価・換算差額等	<b>539</b>
		その他有価証券評価差額金	539
		<b>新株予約権</b>	<b>66</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>19,391</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,369</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,369</b>

# 損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営業収益	4,603	
経営指 導料 関係会社受取配当金	1,634	6,238
営業費用		
販売費及び一般管理費	4,134	4,134
営業利益		<b>2,104</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	104	
投資事業組合運用益	50	
その他の	87	242
営業外費用		
支払利息	1	
貸倒引当金繰入	147	
投資事業組合運用損	93	
その他の	6	248
経常利益		<b>2,098</b>
特別利益		
関係会社清算益	33	
新株予約権戻入益	7	40
特別損失		
減価償却損失	846	
固定資産除却損	17	
関係会社株式売却損	30	
特別退職金	519	
本社移転費用	826	
和解金等引当金繰入	175	2,415
税引前当期純損失		<b>275</b>
法人税、住民税及び事業税	△11	
法人税等調整額	△432	△443
当期純利益		<b>168</b>

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社CARTA HOLDINGS  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 丸 田 健太郎

公認会計士 新 垣 康 平

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CARTA HOLDINGSの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CARTA HOLDINGS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。



- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

株式会社CARTA HOLDINGS  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸 田 健太郎  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 新 垣 康 平  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CARTA HOLDINGSの2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web会議システムやチャットツール等の手段を活用し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株式会社CARTA HOLDINGS 監査役会

常勤監査役 野口 誉成 ㊟

監査役 茂田井 純一 ㊟

監査役 波多野 日出夫 ㊟

(注) 監査役のうち、野口誉成及び監査役茂田井純一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご来場ください。

会場

東京都港区虎ノ門二丁目6番1号  
**虎ノ門ヒルズ ステーションタワー36階**  
**当社会議室**

交通機関  
 の  
 ご案内

東京メトロ日比谷線  
 東京メトロ銀座線

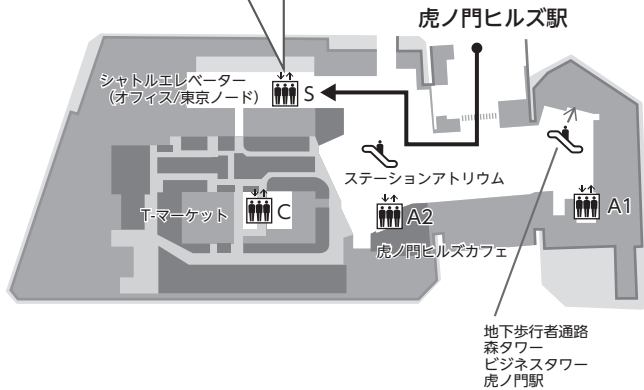
「虎ノ門ヒルズ駅」  
 A2出口直結

「虎ノ門駅」  
 B2出口より地下通路経由  
 徒歩約6分

## 虎ノ門ヒルズ ステーションタワー

### B2案内図

虎ノ門ヒルズ駅改札を出ましたらシャトルエレベーターをご利用いただき、7階受付までお越しください。7階受付より専用エレベーターで36階株主総会会場フロアまでお越しください。



※駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

